学校いじめ防止基本方針

ア　基本方針

○　いじめとは、「学校の内外を問わず、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（H25 年～）という定義を理解し、いじめはあるもの、起きるものという認識のもと、いじめ防止に努める。

○　いじめに対しては、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめが起きた場合の対応の３つの観点で計画を立てる。そして、いじめ対策委員会を中心に職員が一丸となって分担・協力していじめの防止、及び早期発見、組織的対応を行う。

○　いじめ防止に関する教育は、全ての教育活動において取り組む。

○　いじめの早期発見に努めるために、些細に思える事象でもいじめの芽と捉え、家庭や地域での情報も含め、様々な調査や日常の観察、情報交換を積極的に行う。

○　いじめが起きた場合は、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ対策委員会を中心に、全職員で根本的な解決・解消に努める。

イ　いじめ防止のための取組

いじめを防止するために、以下の教育活動を推進する。

	知的な理解を深める	心の育成を図る	習慣や人間関係を築く
教科等	○　道徳科で「善悪の判断」、「親切、思いやり」、「友情，信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊さ」の内容項目と関連させる。 ○　基本的人権の正しい理解を徹底する。	○　文学、読書、芸術教材などによる感動体験をもたせる。 ○　動植物の観察や育成による生命のぬくもりの体験をもたせる。 ○　外国語、外国語活動を通して、グローバルな視点をもたせる。	○　発表者を大切にし最後まで黙って聞くなど、一人一人を大切にする学習規律を作る。 ○　分からないことを大切にする学習指導や雰囲気を育てる。 ○　ペアやグループ、チームなどの協働的な活動で、学びを深める体験を意図的に仕組む。
特別活動	○　学級会活動や児童会活動、クラブ活動で、諸問題を児童共通の問題として、協力して解決する活動を仕組む。	○　掃除や整理整頓を奨励し、協力してすみずみまできれいにする方法を身に付けさせ、積極的に問題を解決しようとする心情を育てる。	○　縦割り班活動など意図的計画的な活動を通じて、同学年や異学年間の望ましい人間関係形成を図る。
その他	○　人権・部落問題学習の推進等により児童や教職員の人権認識を高める。	○　挨拶を奨励し、いつでも誰にでも進んで気持ちの良い挨拶ができるようにすることで、他人とのつながりを体感させる。	○　教職員の情報収集、日常的な観察、定期的なアンケート調査、定期・不定期の教育相談、家庭との連携などにより、児童の安心感を高める。

ウ　いじめの早期発見のための取組

いじめを早期に発見するために、以下の教育活動を推進する。

	児童の観察	調査や相談	職員、家庭や地域
朝	・登校の様子、健康観察時の傷や態度、食事や睡眠の有無等の観察 ・持ち物、服装、忘れ物の観察等	・宿題のチェック ・子どもの話を聞く	・連絡帳の確認 ・電話連絡
昼	・グルーピングで一人になる子どもや特定の相手、グループ内の順位などの観察 ・文房具等への落書きや傷等の観察や聞き取り ・児童の表情や言葉などの観察 ・当番の仕事の割り振りの公平さの観察 ・給食の注ぎ分けや食欲の観察 ・学習達成状況（理解度、作業具合）のチェック	・間違いや失敗した子どもへの声掛け ・生活アンケート（月１回） ・相談ポストのチェック ・教育相談の日常化（年２回は定例） ・休み時間での声掛け	・家庭用チェックリスト（年２回定例） ・職員間の情報交換や委員会
放課後	・引き出し、棚の中、ごみばこの中、鞄、持ち物、靴、上靴、傘のチェック ・机、椅子、窓、扉の裏、壁などの落書き等のチェック など	・欠席、遅刻早退した子どもへのおたより ・子どもたちへの声掛け など	・電話連絡や家庭訪問 など

エ　いじめが起きた場合の対応

【対応の手順】

①**発見者**は、担任へ報告。
②**担任**は、管理職・生徒指導担当へ報告。
③**管理職**は、対応の指示をする。緊急の生徒指導委員会の開催
④**生徒指導委員会**は、当面の対応を協議する。

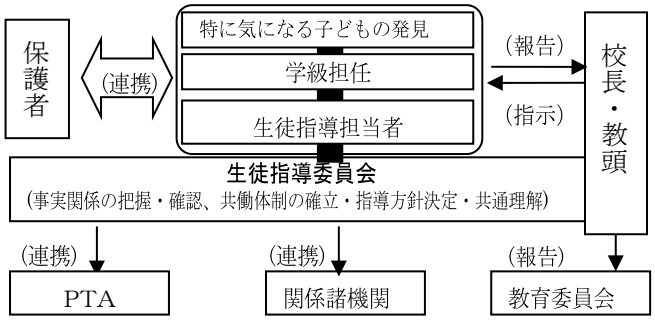

【留意事項】

・初めから指導的に話さず、私情を交えず、冷静に、具体的な、方向や強さなどの事実確認をする。
・「なぜ」や「どうして」といった、気持ちに関わる部分を、場面を思い出させながら聞く。
・自分の行為についての評価をさせる。そして正しく評価できたことを認める。

【具体的な対応】

		児童に関わること	保護者に関わること
暴力を伴う	被害側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的、精神的、財産的な被害について的確に把握し迅速な初期対応を行う。 ○休み時間や登下校の際も教師による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。	○子どもを守り抜く姿勢で子どもの話に耳を傾け事実や心情を聞く。 ○いじめ問題解決に向けた学校方針への理解を求め協力を仰ぐ。
	加害側	○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み事実を確認しいじめを止めさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育委員会、児童相談所、警察署等関係諸　機関と連携を取る。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実関係を冷静に確認し、我が子の言い分を十分聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して適切に対応（謝罪等）をするように伝える。
暴力を伴わない	被害側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的な被害について的確に把握し、迅速な初期対応を行う。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。	○子どもを守り抜くと言う姿勢を子どもに見せるよう伝える。 ○いじめ問題解決に向けた学校方針への理解を求め協力してもらう。
	加害側	○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み事実を確認しいじめを止めさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育委員会、児童相談所、警察署等関係諸機関と連携を取る。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実関係を冷静に確認し、我が子の言い分を十分聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して適切に対応（謝罪等）をするように伝える。
行為が見えにくい	被害側	○つらく苦しい気持ちに共感し「いじめから全力で守る」ことを約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて的確に把握し、迅速な初期対応を行う。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実関係を冷静に確認し、我が子の言い分を十分聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して適切に対応（謝罪等）をするように伝える。
	加害側	○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめを止めさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携を取る。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実関係を冷静に確認し、我が子の言い分を十分聞くようにする

オ　重大事態への対処

○　重大事態とは

- 　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第２８条)。

※　児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と学校が考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たらなければならない。

○　重大事態への対処

筑後市教育委員会（設置者）に報告を行い、教育委員会が調査の主体を判断する。

a.　教育委員会が調査の主体となる場合
委員会の指示の下、資料の提出や調査に協力する。

b.　学校が調査の主体となる場合

①　重大事態の調査組織を設置

校内の生徒指導推進委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）に加えて、警察、教育委員会、校医、ＰＴＡ、校区コミュニティー、児童相談所、スクールカウンセラー、民生委員、主任児童委員などの関係機関を混じえた拡大いじめ対策委員会を調査組織として設置する。

②　調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を調査することを旨とする。その際に学校において調査した資料も再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③　被害児童及び保護者に対して情報を適切に提供

・調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。(経過報告も含め)
・個人情報の取り扱いには十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはしない。
・アンケート等は児童や保護者に提供することを念頭に置き、調査に先立ちその旨を説明する。

④　調査結果を教育委員会に報告

・調査結果は筑後市長にも報告を行う。併せて、県教育委員会にも報告を行う。
・被害児童の保護者が望めば、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文章を添える。

⑤　調査結果をふまえた必要な措置

・校内の生徒指導推進委員会で調査結果を分析し、重大事態の発生の防止のために、必要な措置を行う。